

SI 被害弁護団による スルガ銀行に対する 質問書の提出について

2026年2月5日

スルガ銀行不正融資被害者同盟
スルガ銀行スマートデイズ被害者同盟

被害者同盟は、弁護団の活動について、被害者への情報共有の一環として次の内容を公表致します。

スルガ銀行不正融資被害弁護団（以下、SI 被害弁護団）は、2026年2月4日、スルガ銀行に対し、質問書を提出しました。

本質問書の提出に至った背景には、被害者として到底看過できない重大な事実の食い違いがあります。

スルガ銀行は、2025年12月15日公表のIR情報や、2026年1月22日の参議院財政金融委員会における社長答弁において、「裁判所の求めに応じ、全件調査の詳細や行員処分の有無などを適切に情報提供してきた」と繰り返し説明してきました。しかし、SI 被害弁護団が裁判所に確認したところ、裁判所はそのような資料提供を受けた事実はないと明確に回答したようです。

このように、銀行側の公式説明と、裁判所で確認された事実には、深刻な食い違いがあります。この点を曖昧にしたままでは、今後の調停手続や被害回復の議論そのものが事実に基づかないものとなり、手続の公正性が根底から損なわれます。また、国会という公の場での発言の真偽に関する問題でもあり、看過できるものではありません。

そのためSI 被害弁護団は、事実関係を明確にし、調停プロセスが正しい判断のもとに行われた結果となっているのかを確認するために、本質問書を提出しました。

銀行側の公式な説明と、裁判所および調停記録から確認できる事実とが一致しない以上、この点を曖昧なままにして調停や交渉を継続することはできません。本質問書は、被害者の救済手続を前に進めるために不可欠な、事実関係の確認を求めるものだと理解します。

【スルガ銀行への質問内容】

1 「適切な情報提供」の求めについて

- (1) 貴社はいつ、裁判所の求めを受けたのですか。
- (2) その裁判所とは具体的に誰で、具体的にどのような情報を求められたのですか。その求めとは代理人弁護士を通じたものですか。

2 「適切な情報提供」について

- (1) 貴社は、いつ、どのような方法で、誰に、何を提供したのですか。
- (2) 裁判所に臨場して提出した際、加藤社長はどなたと同行したのですか、その方の氏名および役職名等を特定してお答えください。
- (3) 提出した書類の名称、ページ数およびその内容はどのようなものでしたか。
- (4) 提出した書類等について、裁判所を退出する際、持ち帰ったのではなく置いてきたということでおいいでしょうか。
- (5) 提出した際の裁判長はどなたでしたか。
- (6) 提出した際、裁判長はどのようにコメントしましたか。また、提出した際の結論はどうなりましたか。

「適切な情報提供」とは、スルガ銀行が裁判所の求めに応じ、全件調査の詳細や行員処分の有無などの資料を裁判所限りで提出したと銀行側が主張している対応を指します。